

資料編

第1節 計画の策定について

1 埼玉県高齢者支援計画推進会議における審議

本県では、埼玉県高齢者支援計画を策定するため、関係団体の代表者、公募により選考された者及び行政機関の職員をもって構成する「埼玉県高齢者支援計画推進会議」を設置しています。また、認知症施策推進計画については、認知症に関する有識者をもって構成する「埼玉県認知症施策推進会議」を設置しています。

本計画の策定に当たっては、前計画の進捗状況の分析や、本計画の策定方針についての審議を行いました。

埼玉県高齢者支援計画推進会議

開催日	主な議題
令和5年8月17日（木）	・第8期埼玉県高齢者支援計画に係る数値目標等の進捗状況について ・第9期埼玉県高齢者支援計画に係る基本理念及び骨子案について
令和5年11月9日（木）	・第9期埼玉県高齢者支援計画に係る素案及び数値目標等について
令和6年2月15日（木）	・第9期埼玉県高齢者支援計画（案）について

埼玉県認知症施策推進会議

開催日	主な議題
令和5年8月4日（金）	・次期埼玉県認知症施策推進計画の体系等について
令和5年11月1日（水）	・次期埼玉県認知症施策推進計画素案について
令和6年2月14日（水）	・次期埼玉県認知症施策推進計画（案）について

【参考：埼玉県高齢者支援計画推進会議委員名簿】 任期：令和5年4月1日から令和8年3月31日まで

所 属	役 職	氏 名
埼玉県医師会	常任理事	鹿嶋 広久
埼玉県介護支援専門員協会	理 事	入江 さゆり
埼玉県介護老人保健施設協会	理 事	宮崎 香理
埼玉県看護協会	常務理事	各務 初恵
埼玉県国民健康保険団体連合会	常務理事	奥山 秀
埼玉県在宅福祉事業者協議会	幹 事	養田 亜矢子
埼玉県歯科医師会	専務理事	阿部 有孝
埼玉県市長会代表	桶川市長	小野 克典
埼玉県市町村保健師協議会	監 事	小山 史恵
埼玉県社会福祉協議会	施設福祉部長	森田 清司
埼玉県町村会代表	越生町長	新井 康之
埼玉県認知症グループホーム・小規模多機能協議会	理 事	高野 晋平
埼玉県民生委員・児童委員協議会	理 事	中村 文雄
埼玉県薬剤師会	常務理事	宮野 廣美
埼玉県老人クラブ連合会	副 会 長	小林 松十郎
埼玉県老人福祉施設協議会	副 会 長	高木 輝久
全日本病院協会埼玉県支部療養病床部会	会 長	清水 大貴
公募委員	—	佐藤 美由紀
公募委員	—	引田 みつ江
埼玉県福祉部	地域包括ケア局長	藤岡 麻里

埼玉県高齢者支援計画推進会議設置要綱

(設置)

第1条 埼玉県高齢者支援計画（介護保険法に基づく「介護保険事業支援計画」、老人福祉法に基づく「老人福祉計画」及び共生社会の実現を推進するための認知症基本法に基づく「認知症施策推進計画」）を推進するため、埼玉県高齢者支援計画推進会議（以下「会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 会議は、埼玉県高齢者支援計画の策定方針及び進捗状況について検討を行う。

(組織)

第3条 会議は、別表の関係団体の代表者等、公募により選考された者及び行政機関の職員をもって構成する。ただし、必要に応じて関係者を出席させることができる。

2 会議には議長を置く。議長は地域包括ケア局長の職にある者とする。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、令和8年3月31日までとする。ただし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第5条 会議は、議長が招集し、主宰する。

2 議長に事故あるとき、又は議長が欠けたときは、あらかじめ議長の指定する委員がその職務を行う。

(専門部会)

第6条 会議には、専門部会を置くことができる。

2 専門部会には、必要に応じて関係者を出席させることができる。

3 専門部会に関して必要な事項は、議長が別に定める。

(庶務)

第7条 会議の庶務は、福祉部高齢者福祉課において処理する。

(その他)

第8条 その他、会議の運営に必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年1月1日から施行する。

別 表

1 関係団体の代表者等

埼玉県医師会

埼玉県介護支援専門員協会

埼玉県看護協会

埼玉県国民健康保険団体連合会

埼玉県在宅福祉事業者協議会

埼玉県歯科医師会

埼玉県市長会代表

埼玉県市町村保健師協議会

埼玉県社会福祉協議会

埼玉県町村会代表

埼玉県認知症グループホーム・小規模多機能協議会

埼玉県民生委員・児童委員協議会

埼玉県薬剤師会

埼玉県老人クラブ連合会

埼玉県老人福祉施設協議会

埼玉県介護老人保健施設協会

全日本病院協会埼玉県支部療養病床部会

2 公募により選考された者

2名程度

3 行政機関

地域包括ケア局長

【参考：埼玉県認知症施策推進会議委員名簿】任期：令和４年４月１日から令和６年３月３１日まで

所 属	役 職	氏 名
埼玉県医師会	副 会 長	丸木 雄一
認知症の人と家族の会埼玉県支部	代 表	花俣 ふみ代
医療法人 TK メディカル 神谷医院	医 院 長	神谷 達司
埼玉県認知症グループホーム・小規模多機能協議会	理 事	岩本 かおり
埼玉県介護支援専門員協会	理 事	後藤 浩之
埼玉県老人福祉施設協議会	副 会 長	中重 文美
日本認知症グループホーム協会 埼玉県支部	支 部 長	大場 敏明
吉見町長寿福祉課 (認知症地域支援推進員)	係 長	長峰 千恵子
さいたま市福祉局長寿応援部 いきいき長寿推進課 (政令指定都市)	参事兼課長	岩瀬 伸一郎
川口市福祉部長寿支援課 (中核市)	課 長	若松 良平
加須市福祉部 高齢介護課 (先進事業実施市町村)	主 任	茂呂 祐子
飯能市福祉子ども部介護福祉課 (先進事業実施市町村)	主 査	星井 華子
深谷市福祉健康部長寿福祉課 (先進事業実施市町村)	主 任	吉田 泉

埼玉県認知症施策推進会議設置要綱

(設置)

第1条 認知症施策に係る医療・介護・福祉等の関係者が参加し、県内市町村における認知症施策全般の推進について検討するため、埼玉県認知症 施策推進 会議（以下「認知症施策推進会議」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 認知症施策推進会議は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 県内市町村における認知症施策の取組状況の把握や課題の分析、先進的な事例の収集
- (2) 県内の認知症専門医療機関等及び認知症介護に関する事業者団体等との連携方策についての検討
- (3) 認知症対応型サービスに関する事業所等の効果的な取組事例の収集
- (4) 県内市町村における認知症サポーター養成の推進のための方策の検討
- (5) 県内市町村の市民後見の取組を支援する方策の検討
- (6) 県内の広域的な徘徊・見守りＳＯＳネットワークの構築推進に関する検討
- (7) 埼玉県の認知症施策推進計画の策定方針及び進捗状況についての検討

(組織)

第3条 認知症施策推進会議は、議長及び委員をもって組織する。

- 2 議長は、委員の互選とする。
- 3 委員は、次に掲げる者で構成する。
 - (1) 医療関係者（認知症サポート医など認知症ケアに詳しい医師）
 - (2) 認知症の本人・家族関係者
 - (3) 有識者
 - (4) 介護事業者
 - (5) 認知症地域支援推進員
 - (6) 事業実施市町村の職員（政令指定都市及び中核市並びに先進事業実施市町村）
- 4 議長は、必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、委員を追加することができる。
- 5 委員の任期は、2年とする。ただし、委員に欠員を生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第4条 認知症施策推進会議は、議長が招集し、これを主宰する。ただし、議長不在のときは、埼玉県福祉部地域包括ケア課長が招集する。

- 2 議長は、必要あると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第5条 認知症施策推進会議の庶務は、埼玉県福祉部地域包括ケア課において処理する。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、議長が定める。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

2 庁内関係課との連携

埼玉県高齢者支援計画は、高齢者の保健・医療・福祉全般に係る計画であることから、関係部局の主体的な取組はもとより、関係部局間の緊密な連携も必要となります。

保健・医療・福祉のみならず、生活支援・まちづくりや住宅対策・労働政策等の施策と一体となって計画を総合的かつ効果的に推進するため、「埼玉県長寿社会政策庁内連絡会議」を設置しています。

本計画の策定に当たっては、第8期高齢者支援計画の進捗状況、新たな取組の検討、本計画の内容について、庁内の高齢者福祉政策に係る情報交換や意見調整などを行いました。

開催日	内容
令和5年10月26日（木）	第9期埼玉県高齢者支援計画の策定について

【参考：長寿社会政策推進庁内連絡会議委員名簿】

部局名	職名
企画財政部	交通政策課長
総務部	管財課長
県民生活部	県民広聴課長、共助社会づくり課長、文化振興課長、スポーツ振興課長、消費生活課長、防犯・交通安全課長
環境部	エネルギー環境課長
福祉部	地域包括ケア局長、福祉政策課長、社会福祉課長、地域包括ケア課長、高齢者福祉課長、障害者福祉推進課長、福祉監査課長
保健医療部	保健医療政策課長、感染症対策課長、国保医療課長、医療整備課長、医療人材課長、健康長寿課長、疾病対策課長、薬務課長
産業労働部	人材活躍推進課長、多様な働き方推進課長、産業人材育成課長
県土整備部	道路街路課長、道路環境課長
都市整備部	住宅課長
教育局	生涯学習推進課長、人権教育課長
警察本部	生活安全総務課長、交通総務課長、交通規制課長

計 34 課、35 委員

3 国基本指針との整合性の確保

介護保険法第116条により、厚生労働大臣は「介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針（基本指針）」を定めるものとされています。

この基本指針は、県及び市町村の計画作成上のガイドラインの役割を果たすものです。

本計画と基本指針との整合性を確保するため、国の説明会に係る情報収集を行うとともに、意見交換を行いました。

開催日	会議名または内容
令和4年8月3日（水）	第9期介護保険事業計画作成に向けた各種調査等に関する説明会（動画配信）
令和5年3月	全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議（動画配信）
令和5年8月	全国介護保険担当課長会議（動画配信）
令和5年11月16日（木）	関東信越厚生局ヒアリング

4 市町村計画との整合性の確保

本計画と市町村介護保険事業計画との整合性を図るため、市町村に対し説明会を開催し、本計画の考え方などを説明するとともに、医療と介護の連携や介護サービス見込量の推計について意見交換を行いました。

また、市町村における計画策定及び介護サービス見込量の推計についてヒアリングを実施し、数値などを精査するとともに県計画との整合性の確保を図りました。

開催日	会議名または内容
令和5年8月24日（木）	第9期介護保険事業計画策定説明会（市町村（保険者）支援）
令和5年11月27日（月） ～令和5年12月6日（水）	第9期介護保険事業計画の作成に係る市町村ヒアリング（計5日）

5 埼玉県社会福祉審議会への報告

社会福祉に関する事項（児童福祉、精神障害者福祉に関する事項を除く。）を調査審議する機関である「埼玉県社会福祉審議会」へ報告を行いました。

開催日	内容
令和5年11月22日（水）	第9期埼玉県高齢者支援計画骨子（案）について

6 県民コメントの実施

計画の趣旨や内容を広く県民に公表し、これに対してお寄せいただいた御意見を考慮して意思決定を行うため、「埼玉県県民コメント制度」による意見募集を実施しました。

実施時期	内容
令和6年1月5日（金）～ 令和6年2月5日（月）	第9期埼玉県高齢者支援計画（案）について

第2節 計画の進行管理・点検・評価

本計画では、計画の進捗による施策効果を的確に把握・分析・評価できるよう計画の理念に沿った数値目標及び取組を設定しました。

本計画を実効性のあるものとするために、毎年度、施策の取組状況や数値目標の達成状況を埼玉県高齢者支援計画推進会議に報告するとともに、評価を行います。

また、本計画の達成状況及び評価結果については、県のホームページ等において公表します。

1 数値目標一覧

頁	指標名	現状値		目標値		担当部局	担当課
		年度	数値	年度	数値		
第1節 高齢者の活躍支援と安心して暮らせる地域社会づくり							
1 多様な活躍支援							
49	地域社会活動に参加している65歳以上の県民の割合	R5	39.0%	R8	50.0%	県民生活部 福祉部	共助社会づくり課 高齢者福祉課
50	週に1回以上スポーツをする成年の県民の割合	R5	56.2%	R8	65.0%	県民生活部	スポーツ振興課
50	文化芸術活動を行っている県民の割合	R5	29.4%	R8	40.0%以上	県民生活部	文化振興課
2 就業の支援							
50	シニア活躍推進宣言企業のうち70歳以上の高齢者が働ける制度のある企業の数 (定年の廃止や定年・継続雇用の年齢延長、働きやすい職場環境づくりなどを進めることを企業等に宣言し、県が認定した企業)	R4末	1,534社	R8末	1,800社	産業労働部	人材活躍支援課
50	県の就業支援による65歳以上の就職確認者数	R4	860人	R4～R8の 累計	3,700人	産業労働部	人材活躍支援課
3 暮らしの安心・安全の確保							
52	「お達者訪問事業」の訪問世帯数 (民生委員、交通安全母の会会員が、高齢者世帯を訪問し、交通安全のほか、振り込み詐欺や悪質商法の被害防止について継続して注意喚起する)	R4	単身・夫婦 高齢者全世帯	R6	単身・夫婦 高齢者全世帯	県民生活部	防犯・交通安全課
52	1年以内に消費者被害の経験がある、または嫌な思いをした県民の割合	R5	17.0%	R8	13.8%	県民生活部	消費生活課
52	福祉避難所の開設訓練を実施済みの市町村数	R4	55市町村	R8	全市町村	福祉部	障害者福祉推進課
第2節 地域共生社会の実現に向けた地域包括ケアシステムの深化・推進							
1 自立支援、介護予防及び重度化防止の推進							
55	健康寿命（65歳に到達した人が「要介護2」以上になるまでの期間）	R3	男性 18.01年 女性 20.86年	R8	男性18.50年 女性21.28年	保健医療部	健康長寿課
55	特定健康診査の受診率	R3	56.0%	R11	70%	保健医療部	国保医療課 健康長寿課
55	特定保健指導の実施率	R3	18.7%	R11	45%	保健医療部	国保医療課 健康長寿課
55	地域ケア会議等において、データや個別事例等から地域課題を明らかにし、これを解決するための施策を実施し、効果を検証している市町村数	R4	26市町村	R8	全市町村	福祉部	地域包括ケア課
56	生活機能を改善するためのプログラム（短期集中予防サービス）を実施する市町村数	R4	39市町村	R8	全市町村	福祉部	地域包括ケア課
2 生活支援体制の整備							
57	生活支援コーディネーターとともに、協議体等を活用しながら地域の課題を分析・評価している市町村数	R4	41市町村	R8	全市町村	福祉部	地域包括ケア課
57	介護すまいる館による福祉用具などの相談件数 (彩の国すこやかプラザ内に設置されている福祉用具の総合展示場。民間事業者団体の協力を得て、最新の福祉用具の展示・販売及びその選び方などについて相談を行っている)	R4	5,899件	R8	6,300件	福祉部	高齢者福祉課

3 医療と介護の連携強化							
59	訪問診療を実施する医療機関数（在宅時医学総合管理料及び施設入居時等医学総合管理料の届出医療機関数）	R4末	894か所	R8末	1,000か所	保健医療部	医療整備課
59	在宅歯科医療実施登録機関数	R4末	874機関	R11末	1,200機関	保健医療部	健康長寿課
59	地域連携薬局の認定を取得した薬局数	R4末	227薬局	R8末	800薬局	保健医療部	薬務課
59	訪問看護ステーションに従事する訪問看護職員数	R4年末	3,280人	R8年末	4,005人	保健医療部	医療人材課
4 高齢者の住まいの確保とまちづくり							
62	サービス付き高齢者向け住宅の供給戸数	R4末	17,782戸	R12末	26,600戸	都市整備部	住宅課
62	あんしん賃貸住まいサポート店※による住宅確保要配慮者の成約件数 ※あんしん賃貸住宅等登録制度の趣旨に賛同し、あんしん賃貸住宅の登録の促進や当該住宅に係る媒介業務を行う宅地建物取引業を営む事業者	R4	1,122件	R12	1,500件	都市整備部	住宅課
62	セーフティネット住宅※の登録戸数 ※住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律に基づく、住宅確保要配慮者の入居を拒まない住宅確保配慮者円滑入居賃貸住宅	R4末	49,823戸	R12末	53,500戸	都市整備部	住宅課
63	県内ノンステップバス導入率	R4末	83.1%	R6末	85.0%	企画財政部	交通政策課
63	幅の広い歩道の整備延長	R4末	1,424km	R8末	1,467km	県土整備部	道路街路課
5 包括的な支援体制の整備							
65	ケアラー支援を担う人材育成数	R3～R5の累計	3,590人	R3～R8の累計	6,000人	福祉部	地域包括ケア課
第3節 認知症施策の総合的な推進（埼玉県認知症施策推進計画）							
1 認知症施策の総合的な推進							
72	「本人ミーティング」を開催している市町村数	R4末	21市町村	R8末	全市町村	福祉部	地域包括ケア課
73	「チームオレンジ」を整備している市町村数	R5.12月末	28市町村	R7末	全市町村	福祉部	地域包括ケア課
73	県内における若年性認知症カフェの数	R4末	7か所	R8末	12か所	福祉部	地域包括ケア課
74	かかりつけ医認知症対応力向上研修の延べ修了者数	R4末	1,614人	R8末	2,300人	福祉部	地域包括ケア課
75	認知症の人の家族の交流集会（つどい）を開催している市町村数	R4末	45市町	R8末	全市町村	福祉部	地域包括ケア課
2 権利擁護の推進							
77	成年後見制度の市町村計画を策定した市町村数	R5末	48市町村	R6末	全市町村	福祉部	地域包括ケア課
3 虐待防止の推進							
78	高齢者虐待対応専門員の延べ養成者数	R5末	3,670人	R8末	4,700人	福祉部	地域包括ケア課
第4節 介護保険施設等の整備							
1 特別養護老人ホーム等の整備							
80	特別養護老人ホームの整備数	R5末	39,567人分	R10末	45,251人分	福祉部	高齢者福祉課
80	介護老人保健施設の整備数	R5末	17,105人分	R8末	17,055人分	福祉部	高齢者福祉課
80	介護医療院の整備数	R5末	1,242人分	R8末	2,792人分	福祉部	高齢者福祉課
2 有料老人ホーム等の適切な運営の確保							
82	介護付有料老人ホーム等の設置数	R5末	36,618人分	R8末	41,325人分	福祉部	高齢者福祉課
第5節 介護人材の確保・定着・イメージアップ							
1 介護人材の確保・定着・イメージアップ							
85	介護職員数	R5.10.1	97,852人	R8.10.1	121,800人	福祉部	高齢者福祉課
第6節 介護現場の革新に係る支援							
2 介護ロボット・ICT導入支援							
90	特別養護老人ホームにおける介護ロボット導入率	R4	70.1%	R8	90.0%	福祉部	高齢者福祉課
90	特別養護老人ホームにおけるICT導入率	R4	48.0%	R8	80.0%	福祉部	高齢者福祉課

2 取組一覧

頁	取組番号	取組名	担当部局	担当課
第1節 高齢者の活躍支援と安心して暮らせる地域社会づくり				
1 多様な活動支援				
(1) 生涯にわたる学び、学び直し等の支援				
48	1	(公財) いきいき埼玉が実施する「埼玉未来大学」の運営支援を通じ、元気に自立して生活するための知識や習慣、社会デビューを後押しするノウハウなどの学習機会を提供し、地域の担い手となるシニア層を育成します。	県民生活部	共助社会づくり課
48	2	県内外の大学と協力して、大学の開放授業講座（リカレント教育）を実施します。	福祉部	高齢者福祉課
49	3	高齢者向け市民大学などに関する情報を埼玉県ホームページ内の「生涯学習ステーション」にて提供します。	教育局	生涯学習推進課
49	4	県政出前講座を通じ、高齢者の知識の習得を支援します。	県民生活部	県民広聴課
(2) 地域活動への参加促進				
49	5	彩の国コミュニティ協議会を通じて、市町村協議会が行う地域活動を支援し、県民のコミュニティ活動への参加を促進します。	県民生活部	共助社会づくり課
49	6	NPO・ボランティア団体など、共助の担い手を支援するために必要な情報の収集や発信が容易にできる総合的な双方向の情報システム「NPO情報ステーション」及び埼玉県共助総合ポータルサイト「埼玉共助スタイル」を運営し、県民へ情報を提供します。	県民生活部	共助社会づくり課
49	7	ボランティア活動など地域福祉活動の支援や、ボランティア参加の促進を図ることにより、地域住民が支え合う福祉社会の構築を推進します。	福祉部	社会福祉課
49	8	老人クラブが行うボランティアなどの活動を支援します。	福祉部	高齢者福祉課
(3) スポーツや文化芸術活動への参加支援				
49	9	全国健康福祉祭（ねりんピック）へ埼玉県選手団を派遣します。	福祉部	高齢者福祉課
49	10	全国健康福祉祭（ねりんピック）埼玉大会開催に向け、高齢者がスポーツや文化芸術活動に親しむ機運醸成を図ります。	福祉部	高齢者福祉課
49	11	彩の国プラチナフェスティバルとして、創作展及びシルバースポーツ大会を開催します。	福祉部	高齢者福祉課
49	12	高齢者がスポーツ・レクリエーションに気軽に参加できる場や機会を充実します。	県民生活部	スポーツ振興課
50	13	社会福祉施設や病院に長期にわたり、入院・入所するなど、コンサート会場に出かけることが困難な方に、生の音楽を鑑賞する機会を提供します。	県民生活部	文化振興課
50	14	文化振興基金を活用して、文化芸術団体等が行う活動を支援します。	県民生活部	文化振興課
2 就業の支援				
(1) 多様な働き方の支援				
50	15	就職支援セミナーや就職相談、職業紹介などを実施し、高齢者の就職を支援します。	産業労働部	人材活躍支援課
50	16	シニアが働きやすい職場環境づくりなどを行う企業を「シニア活躍推進宣言企業」として認定し、高齢者の働く場の拡大を図ります。	産業労働部	人材活躍支援課
50	17	高齢者に身近な働く場を提供するシルバー人材センターへの支援を行います。	産業労働部	人材活躍支援課
(2) 職業訓練の実施				
51	18	県立高等技術専門校において、高齢者を含めた求職者向けの職業訓練を実施します。	産業労働部	産業人材育成課
51	19	民間の教育訓練機関を活用し、高齢者を含めた求職者向けの職業訓練を実施します。	産業労働部	産業人材育成課
3 暮らしの安心・安全の確保				
(1) 交通事故の防止				
51	20	民生委員や交通安全母の会会員が高齢者世帯を訪問し、交通安全のほか、防犯、悪徳商法について継続した注意喚起を実施します。	県民生活部	防犯・交通安全課
51	21	高齢者を対象とした交通安全講習会を開催します。	県民生活部	防犯・交通安全課
51	22	高齢者を対象とした自転車に関する安全講習や学科・実技試験を実施します。	県警本部	交通総務課
51	23	高齢者を交通事故から守るため、行政、交通関係団体、タクシー・バス事業者などにおいて、援護を必要とする高齢者を発見した場合の通報協力体制を確立するなど、高齢者保護のネットワーク化を促進します。	県警本部	交通総務課
51	24	高齢運転者の安全運転の継続を支援するため、安全運転サポート車の試乗体験や講習などを実施します。	県警本部	交通総務課
51	25	運転経歴証明書の提示による商品代金やタクシー運賃の割引サービスを通じて、運転免許証の自主返納をしやすい環境を整備します。	県警本部	交通総務課

(2) 高齢者を狙った犯罪・消費者被害の防止				
51	26	防犯意識の普及啓発や地域住民による自主的な防犯活動の促進及び県民、市町村、事業者との連携により、犯罪を起こしにくいまちづくりを推進します。	県民生活部	防犯・交通安全課
			県警本部	生活安全総務課
51	27	高齢者やその家族に対する防犯指導、金融機関等と連携した水際防止対策などによる特殊詐欺被害防止対策を推進します。	県民生活部	防犯・交通安全課
			県警本部	生活安全総務課
51	28	高齢者を対象に、特に被害に遭いやすい特殊詐欺やひったくりなどの防犯指導を実施し、防犯意識の向上を図ります。	県警本部	生活安全総務課
52	29	高齢者等の消費者被害の未然防止を図るため、市町村における消費者安全確保地域協議会の設置を支援するとともに、消費者被害防止サポーターの活用を進めます。	県民生活部	消費生活課
(3) 防災対策の推進				
52	30	避難行動要支援者名簿に基づく個別避難計画の作成について市町村を支援します。	福祉部	高齢者福祉課
52	31	福祉避難所の指定や福祉避難所の開設訓練の実施について市町村を支援します。	福祉部	障害者福祉推進課
52	32	大規模災害時に避難所などへ避難した高齢者などに対して相談援助や応急的な介助などの福祉支援を行う「災害派遣福祉チーム（DWA T）」を整備します。	福祉部	社会福祉課
52	33	大規模災害が起きた際には、ボランティアの応援を円滑に受け入れるため、埼玉県社会福祉協議会が県災害ボランティア支援センターの設置・運営をするとともに、市町村ボランティアセンター等を支援します。	福祉部	社会福祉課
52	34	非常災害対策計画の策定などの取組が遅れている介護保険施設を指導します。	福祉部	高齢者福祉課
第2節 地域共生社会の実現に向けた地域包括ケアシステムの深化・推進				
1 自立支援、介護予防及び重度化防止の推進				
(1) 健康寿命の延伸				
54	35	健康アプリを活用した市町村による健康増進の取組を支援します。	保健医療部	健康長寿課
54	36	生活習慣病の発症予防と重症化予防のための取組を推進します。	保健医療部	健康長寿課
54	37	生活習慣病に関わる歯科関連保健指導を充実します。	保健医療部	健康長寿課
54	38	「8020運動」や「オーラルフレイル予防」の推進など、県民一人一人の歯と口腔の健康づくりを支援します。	保健医療部	健康長寿課
(2) 介護予防・日常生活支援及び重度化防止の取組推進				
55	39	介護予防やフレイル予防等を目的とした、住民主体の多様な活動の場や機会の創出を支援します。	福祉部	地域包括ケア課
55	40	市町村における効果的な介護予防（フレイル予防含む）事業の実施を支援します。	福祉部	地域包括ケア課
55	41	市町村における高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施の取組を支援するため、埼玉県後期高齢者医療広域連合及び埼玉県国民健康保険団体連合会と連携し、市町村に対し研修等を実施します。	保健医療部	国保医療課
55	42	市町村における自立支援型の地域ケア会議の効果的な運営等を支援するため、アドバイザーを市町村へ派遣するとともに、市町村職員などを対象とした研修を実施します。	福祉部	地域包括ケア課
(3) 地域リハビリテーション支援体制構築の推進				
56	43	地域リハビリテーション支援体制の構築の推進のため、関係団体・関係機関等を含めた協議会を設け、地域の実情に応じて取組を進めます。	福祉部	地域包括ケア課
56	44	急性期病床から回復期病床（地域包括ケア病床及び回復期リハビリテーション病床）への転換を行う医療機関に対して、施設整備費及び設備整備費を補助することにより、病床の機能分化・連携を促進します。	保健医療部	医療整備課
56	45	二次保健医療圏ごとに、地域リハビリテーション拠点と協力医療機関等との連携体制を整備します。また、総合リハビリテーションセンターと連携して、市町村へのリハビリテーション専門職の派遣などを充実します。	福祉部	地域包括ケア課
56	46	市町村におけるPDCAサイクルを活用した効果的な地域のリハビリテーションサービス提供体制の構築を支援します。	福祉部	地域包括ケア課 高齢者福祉課
56	47	介護支援専門員や医療従事者を対象に、医療と介護・福祉の連携事例の紹介や、在宅で支援するための知識・技術の習得を図る研修を実施します。	福祉部	高齢者福祉課
(4) 地域包括支援センターの体制整備				
56	48	地域包括ケアシステムの機能強化を図るため、市町村や地域包括支援センターの職員を対象とした研修を実施します。	福祉部	地域包括ケア課

2 生活支援体制の整備				
(1) 生活支援サービスの体制整備の促進				
57	49	老人クラブの会員が地域の一人暮らしや寝たきりなどの高齢者を訪問し、話し相手、情報提供、日常生活の援助などを行う「老人クラブ友愛活動」を促進します。	福祉部	高齢者福祉課
57	50	市町村の生活支援体制整備の構築をするため、生活支援コーディネーターや市町村担当職員への研修やアドバイザーの派遣等を実施します。	福祉部	地域包括ケア課
57	51	民間企業など多様な主体が高齢者をサポートする体制を整備するため、「ブラチナ・サポート・ショップ」登録事業を通じ、介護保険外の高齢者向けサービスの活用促進・開発に取り組みます。	福祉部	地域包括ケア課
57	52	共に支え合う社会づくりのために、地域における先駆的な取組や地域福祉事業の立ち上げ等を行うNPOやボランティア団体等を支援します。	福祉部	福祉政策課
(2) 福祉用具の普及促進				
57	53	介護すまいる館において、福祉用具などの利用支援やユニバーサルデザインについて、県民への普及啓発を実施します。	福祉部	高齢者福祉課
3 医療と介護の連携強化				
(1) 在宅医療・介護連携の推進				
58	54	市町村が在宅医療・介護連携推進事業を効果的に実施できるよう、市町村職員及び在宅医療連携拠点のコーディネーターを対象とした研修を実施します。	福祉部	地域包括ケア課
58	再掲 (47)	介護支援専門員や医療従事者を対象に、医療と介護・福祉の連携事例の紹介や、在宅で支援するための知識・技術の習得を図る研修を実施します。	福祉部	高齢者福祉課
58	55	在宅医療連携拠点を広域的に支援するとともに、在宅医療・介護連携推進事業を実施する市町村を支援します。	保健医療部	医療整備課
58	56	I C Tの活用により、在宅医療と介護の連携を推進します。	保健医療部	医療整備課
(2) 在宅医療体制の充実				
59	57	地域における在宅歯科医療推進拠点の整備を進め、機能を充実します。	保健医療部	健康長寿課
59	58	県民が「かかりつけ医」や「かかりつけ歯科医」を持ち、定期的な健康診断などを受診することの勧奨を促進します。	保健医療部	健康長寿課
59	59	「かかりつけ薬剤師」や「かかりつけ薬局」の定着を促進します。	保健医療部	業務課
59	60	訪問看護ステーションにおける体験実習や、高度な医療に対応する訪問看護師を育成する訪問看護ステーションへの支援などを行うことにより、在宅医療を担う訪問看護師の確保・定着、資質向上を図ります。	保健医療部	医療人材課
59	再掲 (55)	在宅医療連携拠点を広域的に支援するとともに、在宅医療・介護連携推進事業を実施する市町村を支援します。	保健医療部	医療整備課
4 高齢者の住まいの確保とまちづくり				
(1) 高齢者の住まいの確保と生活支援				
61	61	高齢者から住まいの相談を受ける地域包括支援センターや居宅介護支援事業所などの職員に対し、「埼玉県住まい安心支援ネットワーク」を通じて住宅に関する基本的な知識や支援制度などの情報提供を行います。	都市整備部	住宅課
61	62	住宅セーフティネット法に基づく高齢者などの入居を拒まない賃貸住宅の登録制度などについて、不動産団体などと連携を強化し、広く周知を図ります。	都市整備部	住宅課
61	63	「埼玉県住まい安心支援ネットワーク」において、不動産団体や居住支援団体などと連携・協力し、民間賃貸住宅の家賃保証、入居後の見守り支援サービスなど、入居支援サービスの情報収集・発信を推進します。	都市整備部	住宅課
61	64	高齢者が賃借人として、バリアフリー化された住宅に終身に渡って安心して住み続けるため、終身建物賃貸借制度の周知や、活用を促進します。	都市整備部	住宅課
61	65	サービス付き高齢者向け住宅について、制度の概要や入居に際しての注意点など、必要な情報を県民に提供します。	都市整備部	住宅課
61	66	サービス付き高齢者向け住宅の円滑な登録と適切な運営のため、施設が提供する生活支援サービスについて指導を行い、質の確保を図ります。	福祉部	高齢者福祉課
61	67	立入検査などの指導を的確に行い、サービス付き高齢者向け住宅の質の向上を図ります。	福祉部	高齢者福祉課
			都市整備部	住宅課
61	68	老朽化した公営住宅の建替えなどにより、高齢者や障害者など誰もが快適に生活できるよう、バリアフリー化を進めます。	都市整備部	住宅課
61	69	県営住宅の建て替えにより生み出した創出地を活用し、民間事業者が整備・運営を行う高齢者向け施設などを誘致します。	都市整備部	住宅課
61	70	住宅に困窮する高齢者のため、県営住宅の入居収入基準の緩和、高齢者を対象とした住戸の提供及び抽選倍率の優遇を実施します。	都市整備部	住宅課
61	71	県営住宅において、階段昇降に支障がある高齢者が低層階に住み替えることにより、高齢者の自立した日常生活の確保を図ります。	都市整備部	住宅課

61	72	県営住宅において、移動販売を実施することにより、県営住宅に居住する高齢者の買物支援に取り組みます。	都市整備部	住宅課
62	73	新聞販売店・保守点検業者などの民間事業者や団地自治会などが、普段の事業活動の中で県営住宅の入居者の異変を察知した場合に、県住宅供給公社などに通報する「見守りサポーター」制度を促進します。	都市整備部	住宅課
(2) 住宅のバリアフリー化の促進				
62	74	県内市町村の住宅リフォームに対する補助制度の充実により、既存住宅のバリアフリー改修を支援します。	都市整備部	住宅課
62	75	高齢期の住まい方に関して、所有者自らが将来を見据えて早めに備え、安心して改修工事を行えるよう、バリアフリー改修、ヒートショック対策、住み替えのメリットなどの情報を提供します。	都市整備部	住宅課
62	76	設計者・施工者に対し、介護保険制度やリフォームに関する補助及び融資制度、バリアフリー改修技術、ヒートショック対策などの情報を、建築関連団体を通じ提供します。	都市整備部	住宅課
62	再掲 (68)	老朽化した公営住宅の建替えなどにより、高齢者や障害者など誰もが快適に生活できるよう、バリアフリー化を進めます。	都市整備部	住宅課
(3) 高齢者が暮らしやすいまちづくり				
63	77	鉄道駅のエレベーター、スロープ及び障害者対応型トイレなどの整備を支援し、鉄道駅のバリアフリー化を促進するとともに、視覚障害者などの転落防止対策の推進について鉄道事業者に働きかけます。	企画財政部	交通政策課
63	78	路線バスへのノンステップバスの導入や、ユニバーサルデザインタクシーの導入を支援し、路線バス及びタクシーのバリアフリー化を促進します。	企画財政部	交通政策課
63	79	幅の広い歩道の整備や段差の解消など、道路のバリアフリー化を推進します。	県土整備部	道路街路課 道路環境課
63	80	特定道路や生活関連経路について、一体的な歩行空間のネットワーク形成を図ります。	県土整備部	道路環境課
63	81	高齢者等感応信号機など、高齢者に配慮した交通安全施設の整備を推進します。	県警本部	交通規制課
63	82	県有施設の改修にあたって、エレベーター、トイレ、スロープなどのバリアフリー化に配慮します。	総務部	管財課
63	83	高齢者が安心して暮らせるコンパクトなまちづくりを進める埼玉版スーパー・シティプロジェクトを推進します。	環境部	エネルギー環境課
5 包括的な支援体制の整備				
(1) 高齢者の孤独・孤立の防止				
64	84	孤独・孤立対策を推進するため、地域で支援を行うNPO等を会員とする孤独・孤立対策官民連携プラットフォームを運営し、研修を実施するなど、活動を支援します。	福祉部	福祉政策課
64	85	地域共生社会の実現に向けて、地域づくりの中核、プラットフォーム（連携・協働の場）としての役割を担う市町村社会福祉協議会を支援する、埼玉県社会福祉協議会と十分な連携を図ります。	福祉部	社会福祉課
64	86	市町村における、民生委員などの福祉関係者や電気、ガス、新聞など高齢者と接する機会の多い事業者を構成員とする「要援護高齢者等支援ネットワーク」の取組を支援します。	福祉部	地域包括ケア課
64	再掲 (73)	新聞販売店・保守点検業者などの民間事業者や団地自治会などが、普段の事業活動の中で県営住宅の入居者の異変を察知した場合に、県住宅供給公社などに通報する「見守りサポーター」制度を促進します。	都市整備部	住宅課
(2) ケアラーへの支援				
64	87	ケアラーに関する理解を促進するため、啓発事業を推進します。	福祉部	地域包括ケア課
64	88	ケアラー支援に関する集中的な広報啓発期間の実施など、県、県民、市町村、事業者、関係機関、民間支援団体が連携した啓発活動を実施します。	福祉部	地域包括ケア課
64	89	児童生徒及び学校関係者等のヤングケアラーに関する理解を促進するため、元ヤングケアラーや専門家等を講師とする出張授業を実施します。	教育局	人権教育課
64	90	地域包括支援センター職員等に対し、ケアラーからの相談に対応するための研修を実施します。	福祉部	地域包括ケア課
64	91	ケアラーからの相談などに対応するため、包括的な相談支援体制の整備に取り組む市町村に対し、アドバイザーの派遣、先進事例の紹介、市町村職員等への研修などを行います。	福祉部	地域包括ケア課
64	92	若者ケアラー・ヤングケアラーが抱える悩みや問題等について気軽に相談できるようSNSを活用した相談窓口の設置やオンラインサロンの開催等を行います。	福祉部	地域包括ケア課
64	93	重層的支援体制整備事業に取り組む市町村に対し、アドバイザーの派遣、先進事例の紹介、市町村職員等への研修などを行います。	福祉部	地域包括ケア課
64	94	市町村や市町村社会福祉協議会、地域包括支援センター、地域の団体等による介護者サロンの立ち上げ・運営を支援します。	福祉部	地域包括ケア課
65	95	介護・子育て等と仕事との両立に悩む勤労者を対象に、専門の相談員が電話等による相談を受け、情報を提供することで、介護や育児に伴う休暇・休業の取得等、さまざまな制度及びサービスの活用を促し、離職を防止し、仕事との両立を支援します。	産業労働部	多様な働き方推進課

(3) 包括的な支援体制の構築				
66	96	包括的な相談支援体制の整備に取り組む市町村に対し、アドバイザーの派遣、先進事例の紹介、市町村職員等への研修などを行います。	福祉部	地域包括ケア課
66	再掲	重層的支援体制整備事業に取り組む市町村に対し、アドバイザーの派遣、先進事例の紹介、市町村職員等への研修などを行います。	福祉部	地域包括ケア課
66	97	市町村及び市町村社会福祉協議会、地域包括支援センター、障害者の相談支援事業所、地域子育て支援拠点等相談機関の職員に対し、複合課題の対応や、地域の社会資源のネットワークを構築しコーディネートする能力を高める研修等を実施します。	福祉部	地域包括ケア課
66	98	社会福祉法人が地域の生活困窮者に対して相談・支援を行う「彩の国あんしんセーフティネット事業」が生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援事業と連携して実施できるよう支援します。	福祉部	社会福祉課
66	99	無料低額宿泊所等居宅の確保に困難を抱える生活保護受給者に対して、民間アパートや養護老人ホーム、グループホーム等への入居支援を行います。	福祉部	社会福祉課
66	100	高齢又は障害により福祉的な支援を必要とする犯罪をした人等に対し、矯正施設入所中や刑事上の手続による身体の拘束中から釈放後まで一貫した相談支援を行い、社会復帰及び地域生活への定着を支援します。	福祉部	社会福祉課
66	再掲 (50)	市町村の生活支援体制整備の構築をするため、生活支援コーディネーターや市町村担当職員への研修やアドバイザーの派遣等を実施します。	福祉部	地域包括ケア課
第3節 認知症施策の総合的な推進（埼玉県認知症施策推進計画）				
1 認知症施策の総合的な推進				
(1) 正しい認知症の知識・認知症の人への理解の増進、予防				
72	101	認知症サポーターやキャラバン・メイトの養成を推進するとともに、小学校・中学校・高校などにおける養成講座をさらに拡充します。	福祉部	地域包括ケア課
72	102	認知症の日及び認知症月間などの機会を捉えた普及啓発を推進します。	福祉部	地域包括ケア課
72	103	認知症本人大使「埼玉県オレンジ大使」を任命し、活動を支援します。	福祉部	地域包括ケア課
72	104	「本人ミーティング」などのピアサポート活動を推進します。	福祉部	地域包括ケア課
72	105	県立図書館の館内に「認知症情報コーナー」を設置し、認知症に関する資料等を提供するとともに、関連する資料展・講演会などを実施します。	教育局	生涯学習推進課
72	106	高齢者が身近に通うことができる「通いの場」における認知症の予防に資する可能性のある活動を支援します。	福祉部	地域包括ケア課
(2) バリアフリーの推進、社会参加の機会の確保				
72	107	「チームオレンジ」が各市町村で整備されるよう支援します。	福祉部	地域包括ケア課
72	108	認知症の人が安全に外出できるよう、徘徊SOSネットワークの活用や地域での訓練の実施など地域での見守り体制の構築を支援します。	福祉部	地域包括ケア課
72	再掲 (86)	市町村における、民生委員などの福祉関係者や電気、ガス、新聞など高齢者と接する機会の多い事業者を構成員とする「要援護高齢者等支援ネットワーク」の取組を支援します。	福祉部	地域包括ケア課
72	再掲 (29)	高齢者等の消費者被害の未然防止を図るため、市町村における消費者安全確保地域協議会の設置を支援するとともに、消費者被害防止サポーターの活用を進めます。	県民生活部	消費生活課
(3) 若年性認知症等の人への支援				
73	109	若年性認知症に関するリーフレットの配布、県の専門相談窓口の設置と相談窓口における若年性認知症支援コーディネーターによる支援などを推進します。	福祉部	地域包括ケア課
73	110	若年性認知症の人の就労継続等の支援を行います。	福祉部	地域包括ケア課
73	111	若年性認知症カフェの増設など若年性認知症の人の活動の場の拡大等を図ります。	福祉部	地域包括ケア課
(4) 保健医療・福祉サービスの提供体制の整備				
74	112	認知症疾患医療センターの運営を強化し、県民が早期に認知症に対する相談・診断・治療を受けられる体制の推進を図ります。	保健医療部	疾病対策課
74	113	認知症サポート医を養成し、地域における認知症の早期発見・早期対応を充実します。	福祉部	地域包括ケア課
74	114	かかりつけ医、歯科医師、薬剤師及び看護職員など医療従事者を対象とした認知症対応力向上研修を実施します。	福祉部	地域包括ケア課
			保健医療部	健康長寿課 業務課
74	115	認知症介護基礎研修、認知症介護実践者研修、認知症介護実践リーダー研修、認知症介護指導者研修を推進します。	福祉部	地域包括ケア課
74	116	認知症初期集中支援チームの質の向上を図るための研修等を実施します。	福祉部	地域包括ケア課
(5) 相談体制の整備、家族支援				
75	117	認知症地域支援推進員の認知症施策推進の力量向上のための研修を実施します。	福祉部	地域包括ケア課
75	118	各市町村における認知症カフェの活用、電話相談、本人・家族交流等を推進します。	福祉部	地域包括ケア課
75	再掲 (90)	地域包括支援センターの職員等に対し、ケアラーからの相談に対応するための研修を実施します。	福祉部	地域包括ケア課

75	再掲 (87)	ケアラーに関する理解を促進するため、啓発事業を推進します。	福祉部	地域包括ケア課
75	再掲 (88)	ケアラー支援に関する集中的な広報啓発期間の実施など、県、県民、市町村、事業者、関係機関、民間支援団体が連携した啓発活動を実施します。	福祉部	地域包括ケア課
75	再掲 (94)	市町村や市町村社会福祉協議会、地域包括支援センター、地域の団体等による介護者サロンの立ち上げ・運営を支援します。	福祉部	地域包括ケア課
2 権利擁護の推進				
77	119	成年後見制度の利用を促進するため、市町村における中核機関や協議会などの地域連携ネットワークづくりを促進します。また、成年後見制度の市町村計画の策定を促進します。	福祉部	地域包括ケア課
77	120	市町村職員等に対する成年後見申立て手続に関する研修や意思決定支援研修を実施します。また、担い手育成方針を作成するとともに、市町村や社会福祉協議会等の担い手の確保・育成の取組を促進します。	福祉部	地域包括ケア課
77	121	判断能力が十分ではない高齢者が市町村社会福祉協議会と契約し、福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理を行う日常生活自立支援事業（あんしんサポートねっと）の利用を支援します。	福祉部	地域包括ケア課
3 虐待防止の推進				
78	122	市町村・関係団体と連携しながら、虐待防止などの取組、啓発活動、通報・届出及び相談の環境整備、情報の共有、養護者に対する支援、人材の育成、虐待に係る検証などに取り組みます。	福祉部	福祉政策課
78	123	高齢者虐待に対応する専門職員（高齢者虐待対応専門員）を養成し、市町村の体制整備を支援します。	福祉部	地域包括ケア課
78	124	高齢者虐待に関する普及・啓発を行うとともに、市町村における高齢者虐待対応、相談窓口、ネットワークづくりなどの体制整備や取組を支援します。	福祉部	地域包括ケア課
78	125	養介護施設従事者を対象に、養介護施設従事者向け高齢者虐待防止研修を実施します。	福祉部	地域包括ケア課
第4節 介護保険施設等の整備				
1 特別養護老人ホーム等の整備				
(1) 特別養護老人ホームの整備				
80	126	特別養護老人ホームの整備費を補助します。	福祉部	高齢者福祉課
80	127	特別養護老人ホームの開設準備に要する経費を補助します。	福祉部	高齢者福祉課
(2) 介護老人保健施設の整備				
80	128	介護老人保健施設の開設準備に要する経費を補助します。	福祉部	高齢者福祉課
(3) 介護医療院の整備				
80	129	介護医療院の開設準備に要する経費を補助します。	福祉部	高齢者福祉課
(4) 生活環境の改善促進				
81	130	入居者の生活環境の改善や質の向上を図るため、施設の改修に要する経費を補助します。	福祉部	高齢者福祉課
(5) 特別養護老人ホーム等に関する情報提供				
81	131	特別養護老人ホームや老人保健施設及び併設の短期入所施設の空室状況、入所希望者の数を県のホームページに掲載し、情報を提供します。	福祉部	高齢者福祉課
81	132	財務諸表等電子開示システムにより、法人の運営状況及び財務状況などを公開します。	福祉部	高齢者福祉課
(6) 介護施設における看取りの充実				
81	133	介護施設職員を対象とした看取りに関する研修等を実施します。	福祉部	地域包括ケア課
2 有料老人ホーム等の適切な運営の確保				
82	134	介護付有料老人ホームなどの特定施設入居者生活介護の適切な運営のため、施設が提供する生活支援サービスについて指導を行い、質の確保を図ります。	福祉部	高齢者福祉課
82	135	住宅型有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅に係る届出等がされたときは、その旨を市町村に通知し、情報連携の強化を図ります。	福祉部	高齢者福祉課
82	再掲 (65)	サービス付き高齢者向け住宅について、制度の概要や入居に際しての注意点など、必要な情報を県民に提供します。	都市整備部	住宅課
82	再掲 (66)	サービス付き高齢者向け住宅の円滑な登録と適切な運営のため、施設が提供する生活支援サービスについて指導を行い、質の確保を図ります。	福祉部	高齢者福祉課
82	再掲 (67)	立入検査などの指導を的確に行い、サービス付き高齢者向け住宅の質の向上を図ります。	福祉部	高齢者福祉課
			都市整備部	住宅課
3 地域密着型サービス等の充実				
82	136	24時間対応の定期巡回・随時対応サービス、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護、小規模な特別養護老人ホーム、認知症高齢者グループホームなどの施設の整備費を補助することにより、整備を促進します。	福祉部	高齢者福祉課
82	137	埼玉版スーパー・シティプロジェクトの計画区域内での認知症高齢者グループホーム等の整備を促進します。	福祉部	高齢者福祉課

4 施設等の災害及び感染症への対策強化				
(1) 施設等の災害対策の体制整備				
83	138	社会福祉施設等における避難確保計画の策定及び避難確保計画に基づく避難訓練の実施を定期的に確認し、高齢者等の避難の実効性を確保するように指導します。	福祉部	高齢者福祉課 福祉監査課
83	139	非常用自家発電設備等の整備費を補助することにより、災害対策を促進します。	福祉部	高齢者福祉課
83	140	介護施設・事業所における災害時の業務継続計画（ＢＣＰ）に基づく訓練等が適切に行われるよう指導します。	福祉部	高齢者福祉課
83	141	体制が手薄となった施設へ他施設から応援職員を派遣する互助ネットワークの仕組みを関係団体と連携して活用します。	福祉部	高齢者福祉課
83	再掲 (34)	非常災害対策計画の策定などの取組が遅れている介護保険施設を指導します。	福祉部	高齢者福祉課
(2) 施設等の感染症対策の強化				
83	142	簡易陰圧装置・換気設備等の設置費を補助することにより、施設の感染症対策を促進します。	福祉部	高齢者福祉課
83	143	感染症の集団感染が疑われる福祉施設や療養型医療施設へ専門家を派遣するなど、感染症の発生当初から感染拡大防止の支援を行います。	保健医療部	感染症対策課
83	144	介護職員を対象とした感染症対策の研修を実施するなどし、職員の対応力の向上を図ります。	福祉部	高齢者福祉課
83	145	介護施設・事業所における感染症発生時の業務継続計画（ＢＣＰ）に基づく訓練等が適切に行われるよう指導します。	福祉部	高齢者福祉課
83	再掲 (141)	体制が手薄となった施設へ他施設から応援職員を派遣する互助ネットワークの仕組みを関係団体と連携して活用します。	福祉部	高齢者福祉課
第5節 介護人材の確保・定着・イメージアップ				
1 介護人材の確保・定着・イメージアップ				
(1) 多様な人材の参入促進				
85	146	県立高等技術専門校における施設内訓練や在職者訓練（技能講習）、民間教育訓練機関を活用した委託訓練により、介護人材を育成します。	産業労働部	産業人材育成課
85	147	埼玉県社会福祉協議会が実施する介護福祉士修学資金貸付事業に補助することにより、介護分野への就業を促進します。	福祉部	社会福祉課
85	148	介護未経験者等を対象に、介護に関する入門的研修及びマッチングを実施し、介護職及び介護助手としての就職を支援します。	福祉部	高齢者福祉課
85	149	市町村が実施する、介護未経験者などを対象とした研修及び介護施設・事業所へのマッチングに係る経費の一部を補助します。	福祉部	高齢者福祉課
85	150	埼玉県福祉人材センターにおいて、無料職業紹介や福祉の仕事合同面接会を実施し、求職者の就業及び介護サービス事業所の人材確保を支援します。	福祉部	社会福祉課
85	151	埼玉県社会福祉協議会が実施する貸付事業に補助することにより、離職した有資格者の再就職及び介護未経験者や福祉系高校に通う生徒の介護職への就職を支援します。	福祉部	高齢者福祉課
85	152	埼玉県女性キャリアセンターにおいて、求職に関する相談、セミナー、職業紹介、職場体験等を実施し、離職中の有資格者（女性）の再就職を支援します。	産業労働部	人材活躍推進課
85	153	介護職員初任者研修修了後の早期就労者及び在職中の研修修了者に研修受講費を補助することにより、就業を促進します。	福祉部	高齢者福祉課
85	154	埼玉県ナースセンターにおいて、未就業の看護職有資格者の就業を支援するため、無料職業紹介、再就業技術講習会等を実施します。	保健医療部	医療人材課
85	155	国のシステムを活用して就職に役立つ情報を提供し、離職した介護職員の復職支援を実施します。	福祉部	高齢者福祉課
85	156	人材育成等に優れた取組を行っている事業所を認証します。	福祉部	高齢者福祉課
(2) 外国人の介護現場での就労支援				
86	157	経済連携協定（ＥＰＡ）で受け入れた外国人介護福祉士候補者の日本語習得等に要する経費などを補助します。	福祉部	社会福祉課
86	158	介護福祉士養成施設における留学生に修学資金を貸与するとともに、留学生の日本語学習に要する経費を補助します。	福祉部	社会福祉課
86	159	日本で長く働くことを望む外国人介護職員のキャリアアップ支援に取り組む介護施設等が、外国人介護職員の資格取得やコミュニケーション促進に係る費用、地域生活費を負担した場合にその経費の一部を補助します。	福祉部	高齢者福祉課
(3) 働きやすい職場環境の整備促進				
86	160	介護現場で働きながら実務者研修及び介護職員初任者研修を受講した者に係る研修受講料の一部を補助することにより、介護職員の資格取得を支援します。	福祉部	高齢者福祉課
86	161	介護職員の家族の看病、介護、子育てなどの際に、必要に応じて代替職員を紹介することにより、休暇取得やキャリアアップのための研修受講の機会の確保などを支援します。	福祉部	高齢者福祉課
86	162	オンライン化の推進や受講費用の負担軽減など、介護支援専門員法定研修を受講しやすい環境を整備します。	福祉部	高齢者福祉課
86	163	新任介護職員を対象とした研修・交流イベントを実施し、職員の定着を図ります。	福祉部	高齢者福祉課

86	164	子育て中の介護職員の負担を軽減するため、介護施設内の保育施設の整備を促進します。	福祉部	高齢者福祉課
86	165	職員がキャリアアップできる介護事業所となるよう、中堅職員や管理者を対象に研修を実施します。	福祉部	高齢者福祉課
86	166	「介護現場におけるハラスメント対策マニュアル」を活用し、介護職員を対象に、利用者やその家族から受けるハラスメントへの予防や対処方法を身につけるための研修を実施します。	福祉部	高齢者福祉課
86	167	ハラスメントに関する介護職員からの悩み等に関する相談窓口を設置し、専門の相談員が相談支援を行います	福祉部	高齢者福祉課
86	168	複数の訪問介護職員等が訪問介護・訪問看護を行った際、利用者や家族等の同意を得られず、介護報酬が算定できない場合に費用補助を行います	福祉部	高齢者福祉課
86	169	介護職員処遇改善加算等の取得に係る助言・指導等を行い、介護事業所における加算の新規取得や、より上位区分の加算取得等を支援するとともに、介護職員の処遇改善について国に要望していきます。	福祉部	高齢者福祉課
(4) 介護のイメージアップ				
87	170	介護の魅力PR隊による大学・高校などへの訪問や動画配信など、介護の仕事の魅力をPRします。	福祉部	高齢者福祉課
87	171	県内の介護施設等に入職する新任介護職員を知らせる合同入職式を開催するとともに、永年勤続の介護職員や、コパトン・ハートフルメッセージの優秀事例の介護事業所等を表彰します。	福祉部	高齢者福祉課
2 介護人材の専門性の向上				
88	172	介護支援専門員の資質向上を図るため、レベルアップ研修を実施します。	福祉部	高齢者福祉課
88	173	介護支援専門員の資質向上を図るため、「はろーケアマネ相談窓口」を設置し、助言・指導を行います。	福祉部	高齢者福祉課
88	174	ケアマネジメントの質の向上を図るため、法定研修カリキュラムの見直しを踏まえ適切なケアマネジメント手法の更なる普及・定着が進むよう、介護支援専門員法定研修を適切に実施します。	福祉部	高齢者福祉課
88	175	医療的ケア、口腔ケア、リハビリテーション、認知症ケアなどに対応できる人材を育成するための研修等を実施します。	保健医療部	健康長寿課
88	176	特別養護老人ホームなどのユニット型施設の管理者及び職員を対象としたユニットケアに関する研修等を実施します。	福祉部	高齢者福祉課
88	再掲 (48)	地域包括ケアシステムの機能強化を図るため、市町村や地域包括支援センターの職員を対象とした研修を実施します。	福祉部	地域包括ケア課
88	再掲 (115)	認知症介護基礎研修、認知症介護実践者研修、認知症介護実践リーダー研修、認知症介護指導者研修を推進します。	福祉部	地域包括ケア課
88	再掲 (133)	介護施設職員を対象とした看取りに関する研修等を実施します。	福祉部	地域包括ケア課
88	再掲 (160)	介護現場で働きながら実務者研修及び介護職員初任者研修を受講した者に係る研修受講料の一部を補助することにより、介護職員の資格取得を支援します。	福祉部	高齢者福祉課
第6節 介護現場の革新に係る支援				
1 生産性向上に係る支援体制整備				
89	177	介護現場の生産性向上に係る方針等を協議する場を設置します。	福祉部	高齢者福祉課
2 介護ロボット・ICT導入支援				
89	178	介護サービス事業所へICT導入費用の一部を補助することにより、ICT導入の普及を図ります。	福祉部	高齢者福祉課
89	179	介護サービス事業所へ介護ロボット等の購入・レンタル費の一部を補助することにより、業務の効率化、生産性向上及び介護職員の負担軽減を図ります。	福祉部	高齢者福祉課
3 介護現場の負担軽減				
90	180	国が示す方針に基づく個々の申請様式・添付書類や手続きに関する簡素化等を図り、介護分野の文書に係る負担を軽減します。	福祉部	高齢者福祉課
第7節 介護保険の持続可能な制度運営				
1 市町村の計画取組への支援				
(1) 保険者機能の強化の推進				
92	181	保険者における自立支援、介護予防・重度化防止の取組を支援します。	福祉部	地域包括ケア課
92	182	PDCAサイクルを推進し、保険者による効果的・効率的な介護保険制度の運営を支援します。	福祉部	地域包括ケア課
92	183	保険者機能強化推進交付金等を活用した施策を充実・推進します。	福祉部	地域包括ケア課
(2) 介護給付適正化の推進				
93	184	市町村が、国保連が提供する給付実績帳票を活用できるよう、情報提供や研修等を行います	福祉部	地域包括ケア課
93	185	国保連と連携して保険者（市町村）への介護給付適正化に係る研修などを実施します。	福祉部	地域包括ケア課
93	186	要介護認定（要支援認定）が適切に行われるよう、主治医や認定調査員などへの研修を実施します。	福祉部	地域包括ケア課
93	187	市町村が行う、介護給付の適正化への取組を促進するため、主要3事業の達成状況や取組状況を点検し、その結果を公表します。	福祉部	地域包括ケア課

93	188	介護給付の適正化に向けて、市町村と協議し、市町村の実情に応じて取組を支援します。	福祉部	地域包括ケア課
2 適正な事業運営の確保				
(1) 指導、監査の実施				
93	189	介護サービス事業者に対する運営指導を実施し、その質の向上を図ります。また、事業者を対象に介護サービス種別ごとに集団指導を行います。	福祉部	福祉監査課
93	190	介護サービス事業者の指定等を行い、もってその質の向上を図ります。	福祉部	高齢者福祉課
93	191	悪質な基準違反や報酬請求、利用者のニーズを超えた過剰な介護保険サービスの提供など不適切な行為の疑いのある事業者に対して、実地による監査を実施します。	福祉部	福祉監査課
93	192	介護現場の安全性の確保とリスクマネジメントを推進するため、市町村から報告された事故情報の分析や活用を行うとともに、市町村においても、事故情報の分析や活用が適切に行われるよう、必要な助言や支援を行います。	福祉部	高齢者福祉課
(2) 介護サービス情報の公表				
94	193	介護サービスの利用者が事業所・施設を比較・検討して選択できるよう、「介護サービス情報公表システム」により情報を提供します。	福祉部	高齢者福祉課
94	194	利用者の自立支援・重度化防止などに取り組む事業者を評価・公表します。	福祉部	地域包括ケア課

第 9 期埼玉県高齢者支援計画

埼玉県福祉部高齢者福祉課

令和 6 年3月発行

(令和 7 年 3 月一部変更)

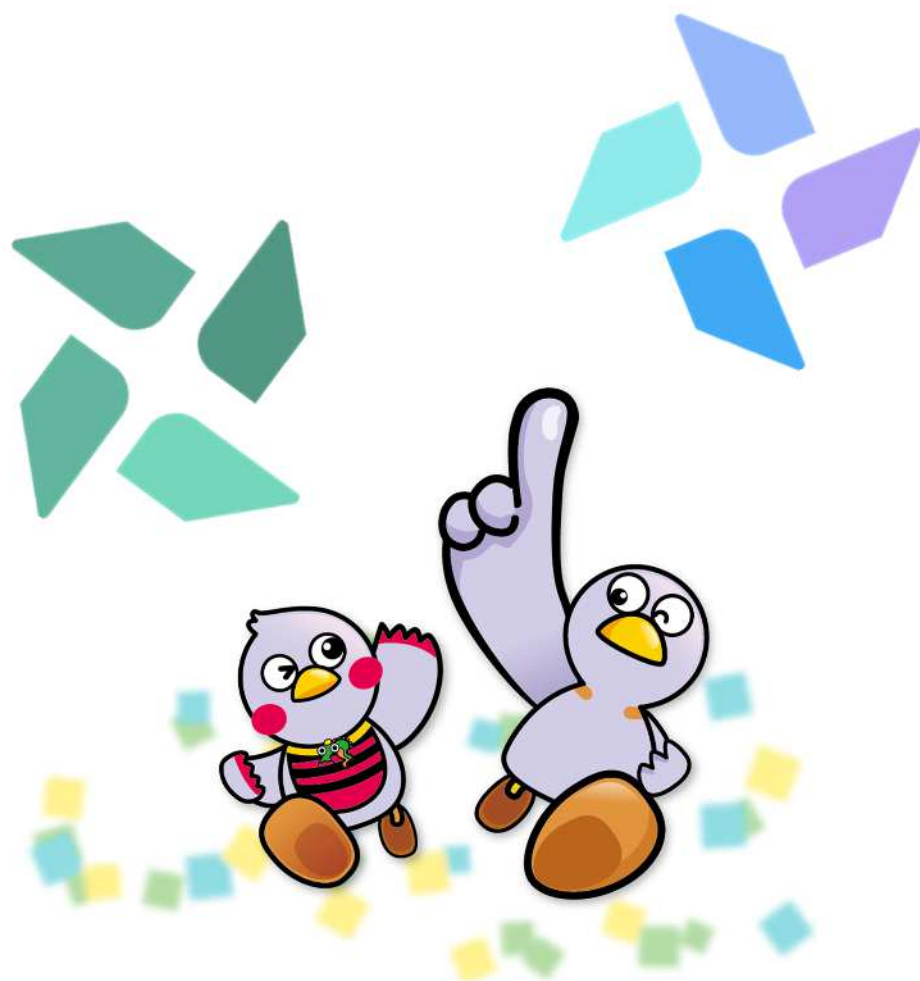
〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号

TEL 048-830-3263

FAX 048-830-4781

E-mail a3240-03@pref.saitama.lg.jp

ホームページ <http://www.pref.saitama.lg.jp/>



埼玉県のマスコット「さいたまっち」「コバトン」